二十五　マネックス証券株式会社
二十六　三菱ＵＦＪメリルリンチＰＢ証券株式会社
二十七　楽天証券株式会社
二十八　アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（証券）
二十九　インスティネット・ジャパン・リミテッド
三十　エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
三十一　クレディ・アグリコル・セキュリティーズ・アジア・ビー・ヴィ
三十二　ソシエテジェネラルセキュリティーズノースパシフィックリミテッド
三十三　トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッド
三十四　トレードウェブ・ヨーロッパ・リミテッド
三十五　ナティクシス
三十六　ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ（ジャパン）リミテッド（ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社）
三十七　ＢＧＣショウケンカイシャリミテッド
三十八　マッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
三十九　ＵＢＳセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
四十　金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和二十三法律第二十五号）第二条第八項第十二号（ロを除く。）に掲げる行為を行う者
四十一　金融商品取引業者のうち、金融商品取引法第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う者
四十二　ＲＣＭジャパン株式会社
四十三　アジリティー・アセット・アドバイザーズ株式会社
四十四　アリコアセットマネジメント株式会社
四十五　インベスコ・グローバル・リアルエステート・アジアパシフィック・インク
四十六　エー・アイ・キャピタル株式会社
四十七　ＳＢＩエステートマネジメント株式会社
四十八　ＭＩＤアセットマネジメント株式会社
四十九　エム・エス・リアルエステート・アドバイザーズ株式会社
五十　マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
五十一　オリックス・インベストメント株式会社
五十二　オリックス不動産投資顧問株式会社
五十三　Ｖｅｒｍｉｌｉｏｎ　Ｃａｐｉｔａｌ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社
五十四　ケネディクス・アドバイザーズ株式会社
五十五　株式会社玄海キャピタルマネジメント
五十六　株式会社ジャフコ
五十七　株式会社ジョイント・アセットマネジメント
五十八　シンプレクス不動産投資顧問株式会社
五十九　住信不動産投資顧問株式会社
六十　大和企業投資株式会社
六十一　株式会社大和ファンド・コンサルティング
六十二　タワー投資顧問株式会社
六十三　中央三井トラスト・リアルティ株式会社
六十四　ＤＢＪ野村インベストメント株式会社
六十五　ＴＦＭ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ　ＡＧ
六十六　東急不動産キャピタル・マネジメント株式会社
六十七　東京海上不動産投資顧問株式会社
六十八　東京建物不動産投資顧問株式会社
六十九　日興グローバルラップ株式会社
七十　野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
七十一　野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社
七十二　野村不動産投資顧問株式会社
七十三　クッシュマン・アンド・ウェイクフィールド・アセットマネジメント株式会社
七十四　ファンドクリエーション・アール・エム株式会社
七十五　株式会社プライベート・エクイティ・ファンド・リサーチ・アンド・インベストメンツ
七十六　プルデンシャル・リアルエステート・インベスターズ・ジャパン株式会社
七十七　プロメーテ国際投資顧問株式会社
七十八　マッコーリー・リアルエステート・キャピタル株式会社
七十九　みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社
八十　三井不動産投資顧問株式会社
八十一　森ビル不動産投資顧問株式会社
八十二　株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ
八十三　ラザード・ジャパン・アセット・マネージメント株式会社
八十四　株式会社レガロキャピタル

**○外務省告示第百七十二号**

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十三年第五十六号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十一年六月三日、八月十日及び平成二十二年十二月二十三日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）及び第一三九〇号2（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体を別表のとおり改正する。

平成二十三年四月二十二日

外務大臣　松本　剛明

（別表）

以下のとおりに改訂する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

293. モハメド・アワーニー（別名：(a)ラセド・ベン・ヘニ（1969年2月5日リビア国トリポリにて出生）(b)アル・アサド・ベン・ハニ（1969年2月5日リビア国トリポリにて出生）(c)モハメド・ベン・ベルガーシム・アワーニー(d)モハメド・アブ・アブダ(e)アブ・オベイダ）
MOHAMED AOUANI (a.k.a.: (a)Lased Ben Heni, born 5 Feb. 1969 in Tripoli, Libyan Arab Jamahiriya (b)Al-Asad Ben Hani, born 5 Feb. 1969 in Tripoli, Libyan Arab Jamahiriya (c) Mohamed Ben Belgacem Awani (d)Mohamed Abu Abda (e)Abu Obeida)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1970年2月5日
出生地：Tunis, Tunisia
国籍：チュニジア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2002年4月24日（2004年11月26日、2005年9月9日、2006年7月31日及び2010年12月23日に改訂）
その他の情報：化学教授。2006年8月27日にイタリアからチュニジアに追放された。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年4月22日に終了した。